

優良産廃処理業者認定制度の見直し等について

令和元年5月

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

見直し等に係る背景

背景

「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月中央環境審議会)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討するため、平成30年に「優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」を開催し、見直し等について議論。

(1) 検討会の経過と主な議題

第1回 平成30年12月5日

検討事項と論点について

第2回 平成30年12月25日

見直し等に関する対応方向について

第3回 平成31年1月30日

検討会とりまとめについて

(2) 主な論点

- ① 優良認定制度の運用改善について
- ② 認定要件の見直しについて
- ③ 優良認定制度の活用促進について

検討会委員名簿

(座長)

北村 喜宣 上智大学法科大学院 教授

(委員)

今金 賢司 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 技師

上田 一彦 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課長

奥 真美 公立大学法人首都大学東京都市環境学部 教授

北島 隆次 TMI総合法律事務所 弁護士

齋藤 聡敏 秋田市環境部廃棄物対策課 主査

長沢 伸也 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授

山田 正人 独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 国際廃棄物管理技術研究室長

その他、オブザーバーとして、全国産業資源循環連合会、日本経済団体連合会、産業廃棄物処理振興財団、日本産業廃棄物処理振興センター及び日本建設業連合会が参加

1. 制度の運用改善について

意見具申抜粋

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実を把握するとともに、その事実を排出事業者、都道府県等間で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の向上を図る等の必要な検討を行うべきである。

対応方針

(1) 情報共有の円滑化について

優良認定を受けた処理業者が特定不利益処分を受けた場合に、都道府県等による事実確認等の上で、その事実を排出事業者を含めて共有する。この情報共有に当たっては、行政情報システム等の既存のシステムを必要な改善の上で有効活用する。

優良認定の申請について、引き続き許可の更新と同時に行われるものとした上で、任意の時点で申請を可能としつつ、特定不利益処分を受けた場合には、その旨が適切に表示されるようにする。

(2) 都道府県等の事務負担の軽減

提出書類及び審査事務の合理化を行い、都道府県等及び処理業者の事務負担の軽減を図るべき。第三者機関において一部の書類審査を行うことを可能とし、都道府県等及び処理業者に対して、更なる事務負担の軽減を図る。

- ・ 第三者機関は、産業廃棄物の適正処理に係る活動の推進をその事業目的とする機関とする。
- ・ 第三者機関における審査は、事業の透明性に係る審査事務について行うこととし、処理業者は、義務ではなく、任意で利用の有無を選択できるようにする。
- ・ 第三者機関は、処理業者から支持されるよう、審査を含めて利便性の高いサービスを提供するよう努めるとともに、費用の負担については、処理業者にとって過度な負担とならないよう配慮し適正な料金を設定することとする。

2. 認定要件の見直しについて

意見具申抜粋

優良認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報(持出先に係る情報を含む。)を含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに財務要件の見直しを行うべきである。特に、情報提供等の内容については、個社の取引情報について留意すべきとの指摘がある一方で、透明性を確保することが排出事業者から選ばれるためにも重要であるとの指摘もあり、その内容について、さらに具体的な検討を進めていく必要がある。

対応方針

(1) 個社の取引情報の公開について

情報公表項目として、個別の取引において持出先の情報が提供可能かどうかを明示させることとし、任意の情報提供を促す。持出先の名称をホームページで公開することで自社の健全性をアピールしている処理業者も存在することから、こうした処理業者について、排出事業者が区別して認識できるようにする。併せて、持出先が優良認定を受けた処理業者であるならば、その情報を公表するよう促す。

(2) 財務要件の見直しについて

直前3年のすべての事業年度において、自己資本比率が10%を下回る場合には、「(営業利益) + (減価償却費) が直近1年の事業年度において零を超えること」とする。更に、自己資本比率に係る基準の前提として「直前3年のすべての事業年度において自己資本比率が零以上であること」を追加する。

3. 制度の活用促進について

意見具申抜粋

認定基準の見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきである。

対応方針

(1) 処理業者に対する優遇措置について

各種処理基準等の緩和については、産業廃棄物の適正処理の観点から、優良認定を受けた処理業者の信頼性を損なうことにならないよう精査しつつ、今後、産業廃棄物処理制度全体の見直しに際してより具体的な検討を進める。更に、これらを含めた産業廃棄物処理制度の見直しについては、優良認定を受けた処理業者に対して優先的に導入することを検討する。

環境配慮契約法に基づく産業廃棄物処理に係る契約の実施については、国及び独立行政法人等における実施をより一層図るよう努めるとともに、都道府県等に対しても、引き続きその実施を促す。

(2) 排出事業者に対する優遇措置について

公共工事施工後の工事成績評価において、優良認定を受けた処理業者に処理を委託した施工業者を評価する仕組みについては、関係機関と連携しながら具体的な検討を積極的に進める。

都道府県等が事実上実施している事前協議を不要にする措置及びその他の優遇措置のうち、他の都道府県等における導入が望ましいものについては、環境省が積極的にその導入を促していく。

4. その他

今後の見直しに向けた主な意見

(1) 制度の更なる活用促進等

○ 情報公表項目の追加等について

(リサイクル率、ガバナンス、処理技術等について、対象の考え方を精査の上、任意の情報公開を促していくべき)

○ 情報更新頻度の合理化について

(掲載情報が最新であることが担保される前提で、必要な合理化を図るべき)

○ 公表情報の更新漏れを防ぐ仕組みについて

(更新期限前にその旨を連絡するよう、更新漏れを防ぐ仕組みを検討すべき)

○ 処理業者に対する表彰制度について

(他の表彰制度との役割分担等を精査の上、必要に応じて実施を検討すべき)

(2) 制度のあり方について

○ 認定単位等の制度のあり方について

(認定単位等の制度のあり方について、今後、廃棄物処理制度全体の見直しに際し、より具体的な検討を進めるべき)

○ 優良認定要件の一部の許可要件への反映について

(将来的な方向性として、処分業について、現行の優良認定の要件の一部を許可要件に反映することを検討すべき)

○ 優良認定制度の法的な位置付けの強化について

(将来的な方向性として、処分業について、現行の優良認定の要件の一部を許可要件に反映することを検討すべき)